

標準貨物自動車運送約款の改正に伴う諸手続きを行っていない場合に関する重要な通知

## 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う諸手続きはお済みですか？

～未手続きのままですと罰則や行政処分の対象となります～

平成30年11月  
国土交通省自動車局貨物課

運賃と料金の範囲の明確化等を内容とする標準貨物自動車運送約款等の改正を行ったところですが、原則として、標準貨物自動車運送約款の改正の趣旨を踏まえ、運送の対価としての「運賃」と運送以外の役務等の対価としての「料金」を別建てで収受する旨の内容を含む約款を使用して頂くとともに、運賃と料金を区分して設定し、運賃及び料金の変更届出を行っていただく必要があります。

### 運送事業者が行う手続きの流れ

新標準約款への移行等に伴い所要の手続きが必要になりますので、下記「手続き」をご確認の上、速やかに手続きを行っていただきますようお願いします。

なお、本通知と行き違いで手続きを完了されている場合にはご容赦願います。

新標準約款を  
使用する

- ①新標準約款を主たる事務所その他営業所に  
掲示する
- ②運賃及び料金の変更届出を行う

新約款に基づき、「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」等を収受するために、①、②の  
手続きが必要です。

※運賃と料金の別建て収受の趣旨を含む独自約款を使用することも可能ですが、その場合は、上記①②に加え、約款の認可申請が必要となります。

### 運賃・料金の変更届出をしていない場合

(※改正後の標準約款の趣旨を含む独自約款で認可を受け、運賃・料金の変更届出をしていない場合を含む。)

→貨物自動車運送事業法第60条第1項報告義務違反 (初違反:警告 再違反:10日車)

### 新標準約款以外(独自約款)を使用するにもかかわらず、認可申請をしていない場合

→貨物自動車運送事業法第10条第1項運送約款認可違反 (初違反:20日車 再違反:40日車)

### 使用する約款を主たる事務所その他営業所へ掲示していない場合

→貨物自動車運送事業法第11条運送約款の掲示義務違反 (初違反:警告 再違反:10日車)

監査等により違反の事実が判明した場合は、行政処分の対象となる場合があります。

※参考 未手続きのままですと行政処分(\*20日車等)や罰則(\*100万円以下の罰金等)の対象となります。

◆運送約款改正ご案内ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr4\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html)

※上記URLより改正概要・申請書様式・Q&Aをご覧ください

(問い合わせ先)

国土交通省自動車局貨物課:03-5253-8111

近畿運輸局自動車交通部貨物課:06-6949-6447

大阪運輸支局輸送部門:072-822-6733